○農林水産省告示第二千六号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十九日

農林水産大臣　林　芳正

「年八厘」を「年七厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第九百四十八号

水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）及び水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第二百七十三号）の施行に伴い、並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の五第三項第二号の規定に基づき、確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一号様式中

下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第１項	
下水道法第25条の２	

を

に改める。

第二号様式、第四号様式及び第五号様式中

下水道法第10条第１項

を

下水道法第10条第１項
下水道法第25条の２

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第二千七号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十九日

農林水産大臣　林　芳正

「年八厘」を「年七厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第九百四十九号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第一項第九号並びに同条第二項第一号及び第四号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表第一備考三㈫「968」の項中「包装物の許容質量」を「包装物当たりの許容質量」に、「3490」を「3090」に改める。

別表第一備考五の表「有機過酸化物Ｄ（液体）」の項中「希釈剤Ａ及びイソプチルメチルケトンパーオキサイドをいずれも」を「メチルイソプチルケトンに加えて希釈剤Ａを」に改め、同表「有機過酸化物Ｅ（液体）」の項中「希釈剤Ａ及びエチルベンゼンをいずれも」を「エチルベンゼンに加えて希釈剤Ａを」に改める。

別表第十八「雪崩救難用パックパック（区分番号が1.4であって隔離区分がＳの火薬類で含有量が200mg以下のもの及び区分番号が2.2の圧縮ガスのものであり、誤作動が生じないように包装され、かつ、パックパック内のエアーバッグが圧力開放弁を有するもの）」の項の次に次のように加える。

1）当該物件は、自らが使用するものに限る。 2）予備の電池は、短絡しないように個々に保護されていること。 3）当該物件にリチウム電池が含まれている場合は、次の要件に該当すること。 ア）リチウム電池のうち、リチウム金属電池にあっては、リチウム含有量が２ｇ以下、リチウムイオン電池にあっては、リチウム定格量が100Wh以下のものであること。 イ）リチウム電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 4）当該物件及び電池は、航空機内において充電をしないこと。	×	○	○	—

別表第十八「リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器」の項中「携帯型電子機器」の下に「（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器及び自動体外式除細動器（ＡＥＤ）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器を除く。）」を加え、同表「リチウムイオン組電池を内蔵した携帯型電子機器」の項中「携帯型電子機器」の下に「（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器及び自動体外式除細動器（ＡＥＤ）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器を除く。）」を加える。

別表第十八㈱中「携帯電子機器」を「携帯型電子機器」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百五十号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年八月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏